

告 示

埼玉県告示第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センターの指定管理者を次のとおり指定した。

令和三年一月五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人トトロのふるさと基金

埼玉県所沢市三ヶ島三丁目千百六十九番地の一

二 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで